

仕様書（案）

1 委託業務名

市政状況を発信する市民しんぶん挟み込み版下作成業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年8月31日（木）まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託業務契約の締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 委託金額の上限

600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、版下制作費、イラストレーション（以下「イラスト」という。）の手配に係る費用、その他委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

5 委託業務の目的

本市では、21世紀最初の四半世紀におけるグランドビジョンとして、平成11年に策定した「京都市基本構想」及び基本構想を具体化するため、全市的な観点から取り組む主要な政策を示す計画として、これまで3期にわたって策定した「京都市基本計画」に基づき、市政を推進してきている。

令和5年度は、令和7年末に終期を迎える「はばたけ未来へ！京プラン2025（京都市基本計画）」の中間年度に当たるとともに、行財政改革計画の集中改革期間の最終年度に当たる。また、「京都市基本構想」も令和7年末に終期を迎えることから、基本構想と基本計画をあわせた総合計画の在り方について、令和5年度から検討を開始することとしている。

そこで、次期総合計画の検討に向けた機運の醸成や今後の行財政改革の推進に向け、市政への関心を更に高めていただくため、市政状況等を分かりやすく取りまとめた市民しんぶん挟み込みの版下を作成する。

6 委託業務の内容

企画・デザイン、校正など、版下作成等に必要な全ての業務

※ 印刷及び印刷物の配布は、業務内容に含まない。

(1) 版下作成上の留意点

紙面の作成にあたっては、見出し、表題等のデザインやレイアウトを工夫し、読みや

すいものとする。また、イラスト、写真を多用しながら、グラフや図等でみせる工夫を施し、市民にとって分かりやすい構成にすること。

※ 各事業の紹介記事、特徴的な数字等の掲載情報については、本市から提供する。

(2) 版下作成作業の流れ

主なスケジュールは以下のとおりとします。ただし、詳細なスケジュールは、受託者決定後、別途行う本市との協議により決定します。

4月初旬	契約締結、スケジュール等協議、原稿案作成
5月中旬	原稿案提出（受託者 → 本市）
6月中旬	初稿修正依頼（本市 → 受託者）
8月初旬	最終校正
8月中～下旬	校了、成果物納品

ア 主な紙面構成の柱（政策分野別の成果、今後の取組、これまでの主な市政の動きをまとめた年表など、概ね3～4本の柱を想定）ごとに、本市において原稿データを作成し、受託者に提供する。

イ 受託者は、契約締結後、本市と協議のうえ、本市が提供する原稿データを用いて、イラスト、図表・グラフ、デザイン等の企画、作成を行い、令和5年5月中旬までに原稿案を提出すること。

ウ 受託者は、イで作成した原稿案を提出後、本市の指示に従い、随時、校正作業を行うこと。なお、校正時期及び回数については、本市との協議により決定するスケジュールにて提示する（校正は2回以上を予定）。

7 形式

タブロイド判、8頁、4色刷、左綴じ、横書き

8 成果物

- (1) 版下（PDFデータ及びIllustratorデータ）
- (2) 色付見本（原寸大）1部及びタブロイド判で印刷したもの10部
- (3) 写真、イラスト、図表・グラフ等、本業務で取得した資料及び作成した資料一式（電子データ含む）

9 納品先

京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3035

10 その他

- (1) 受託者は、本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (2) 本委託業務で生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）等の知的財産は、全て本市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、原稿の作成を適宜行うこと。また、イラスト、図表・グラフ等についても適宜作成すること。なお、これらについては、複数の案を提示するなど、積極的な提案を心掛けること。
- (4) 編集及びレイアウトを適宜行うこと。
- (5) 文字校正及び色校正については、2回以上行うこと。
- (6) 文字校正及び色校正後の訂正等についても、速やかに対応すること。
- (7) 提案された全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。
- (8) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (9) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。
- (10) 業務遂行にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法、京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (11) 本市が提供した資料及びデータ等については、一切他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で、電子データ等は速やかに抹消すること。
- (12) 成果物に瑕疵が見つかった場合は保証すること。また、当該履行に要する費用は受託者において負担すること。
- (13) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

以上